

武蔵野市農業振興基本計画策定委員会設置条例

上記の議案を提出する。

令和7年2月21日

提出者 武蔵野市長 小美濃 安 弘

武蔵野市農業振興基本計画策定委員会設置条例

(設置)

第1条 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第6条第1項に規定する基本構想として、武蔵野市農業振興基本計画（以下「基本計画」という。）の策定及び改定を行うにあたり、必要な事項を調査し、及び審議するため、武蔵野市農業振興基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所管事項)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査し、審議し、及び答申する。

- (1) 基本計画の策定及び改定に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員10人以内で組織し、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 武蔵野市農業委員会会長
- (2) 学識経験者
- (3) 武蔵野市農業委員会の委員
- (4) 公募による市民
- (5) 武蔵野市内の農業者
- (6) 東京むさし農業協同組合武蔵野地区が推薦する者
- (7) 東京都の職員
- (8) 市の職員
- (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員会の委員の任期は、前条の規定による委嘱又は任命の日から第2条の規定による答申の日までとする。

(守秘義務)

第5条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(報酬)

第6条 委員会の委員の報酬及び費用弁償は、武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例（昭和36年2月武蔵野市条例第7号）に定めるところによる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、

規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部改正)

2 武蔵野市非常勤職員の報酬等に関する条例の一部を次のように改正する。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明								
(目的及び適用範囲) 第 1 条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。）第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。 (1)から(46)まで （略） (47)から(69)まで （略） 別表第 2 （第 3 条関係） 日額で定める報酬額 <table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td colspan="2">財産価格審議会の委員から産業振興審議会の委員まで（略）</td></tr></table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から産業振興審議会の委員まで（略）		(目的及び適用範囲) 第 1 条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、非常勤職員（次に掲げる職員その他の非常勤の職を占める職員（地方公務員法（昭和25年法律第 261 号。以下「法」という。）第22条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる職員及び法第22条の 4 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）をいう。以下同じ。）に支給する報酬、費用弁償、期末手当及び勤勉手当について定めることを目的とする。 (1)から(46)まで （略） <u>(46)の 2 農業振興基本計画策定委員会の委員</u> (47)から(69)まで （略） 別表第 2 （第 3 条関係） 日額で定める報酬額 <table><tr><th>職名</th><th>報酬額</th></tr><tr><td colspan="2">財産価格審議会の委員から産業振興審議会の委員まで（略）</td></tr></table>	職名	報酬額	財産価格審議会の委員から産業振興審議会の委員まで（略）		号の追加
職名	報酬額									
財産価格審議会の委員から産業振興審議会の委員まで（略）										
職名	報酬額									
財産価格審議会の委員から産業振興審議会の委員まで（略）										

	<table><tr><td>農業振興基</td><td>// 12,000円</td></tr><tr><td>本計画策定</td><td></td></tr><tr><td>委員会の委</td><td></td></tr><tr><td>員</td><td></td></tr></table>	農業振興基	// 12,000円	本計画策定		委員会の委		員		項の追加
農業振興基	// 12,000円									
本計画策定										
委員会の委										
員										
交通安全対策会議の委員から選挙立会人まで (略)	交通安全対策会議の委員から選挙立会人まで (略)									
備考 (略)	備考 (略)									

(提案理由)

農地の保全及び農業振興施策を推進するため、武蔵野市農業振興基本計画の策定及び改定に関する事項を調査し、及び審議する附属機関として、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、武蔵野市農業振興基本計画策定委員会を設置し、必要な事項を定めるため、条例を制定するとともに所要の改正をするものである。